

➤ カテゴリー分類に関する質問

質問	回答
カテゴリー分類に明確な基準、もしくは、例示などを設ける必要は無いのですか？	個別案件の環境社会影響はその規模によらず、案件の置かれた環境により異なるため、一律の判定基準を設定することは適切ではないと考えています。
カテゴリー変更で、例えば環境にかかる重大な影響が途中で発覚し、カテゴリーBからカテゴリーAへと変更になった場合、プロジェクトの要件は環境ガイドライン上カテゴリーAの要件を満たす必要があるのでしょうか？	環境レビュー後にカテゴリーAに変更になった場合、原則として環境ガイドライン上カテゴリーAの要件を満たすよう相手国等に対し働きかけます。JICAは、変更の概要と変更後のカテゴリー分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開の上、環境レビューを行います。
カテゴリー分類結果の具体的な情報公開の時期について、どのように考えているのですか？	JICAはカテゴリー分類結果をプロジェクトの極力早い段階で公開する考えであり、具体的には、協力準備調査を行う場合はその実施決定前、協力準備調査を行わない場合は要請受領後に公開することとしています（3. 2. 1. 2. ）。。
カテゴリー分類結果が公開された後、JICAが相手国等、ステークホルダー及び第三者等からの情報に基づきカテゴリーを変更することはありうるのでしょうか。その際どのように情報公開が行われるのでしょうか？	合意文書締結前に公開しているカテゴリーは暫定的なものであり、確定したものではありません。従って、スクリーニング情報の公開後新たに得られた情報によりカテゴリーを変更することは起こり得ます。この場合速やかにウェブサイト上にて変更後のカテゴリー分類結果を公開したいと考えております。
カテゴリー FIとはどのようなカテゴリーなのですか？	カテゴリー FIは、有償資金協力において、合意文書締結時点においては個別の融資対象プロジェクトが未確定であり、それらプロジェクトの環境社会配慮確認を合意文書締結前には行えない形態を対象とするものです。
融資資金が使用されるプロジェクトが確定している場合でも、銀行等の金融機関を経由した場合には、カテゴリー FIになるのですか？	カテゴリーFIは、合意文書締結前の時点で、資金が使用されるプロジェクトが未確定の場合にのみ適用されるカテゴリーです。従って、たとえ金融機関を経由して融資をするケースでも、合意文書締結前の時点で融資資金が使用されるプロジェクトが確定している場合、カテゴリー FIには分類されません。そのプロジェクトについて、カテゴリー A、B、Cのどれに該当するかを判断することになります。

カテゴリ FIのレビュー手続きはどのように行われるのですか？	個別のプロジェクトが合意文書締結時点で環境社会配慮確認を行う他のプロジェクトと実質的に同様の環境社会配慮確認を行うため、環境ガイドライン3.2.1.(4).1.では、「JICAは、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。また、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、必要に応じて実施能力強化のための適切な措置が取られることを求める。」旨記述しています。具体的には、例えば、 1) 金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認し環境ガイドラインによる環境社会配慮確認を委任する。 2) 金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力につき十分な能力があると判断できない場合においては、環境社会配慮体制強化のためのコンサルタントの雇用を義務付ける。 3) カテゴリ Aのサブプロジェクトについてはサブローンの対象としない。等いくつかの方法が考えられます。どのような対応が適当かは一律に決めることが困難であることから、このように一般的な考え方を示すこととしたものです。 また、カテゴリ FIに分類された場合でも、融資契約締結時に環境レビュー結果をウェブサイト上で公開することを明記しています。 環境ガイドライン3.2.1.(4).3.では、「対象サブプロジェクトにカテゴリ Aに分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICAは、原則として、カテゴリ Aのサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリ Aで求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開を行う」ことになっています。
一度スクリーニングや環境レビュー等を行ったプロジェクトについて再度追加的に融資を行う場合には、改めてスクリーニング及び環境レビュー等を行う必要があるのですか？	環境ガイドライン3.2.2.6.に規定されている通り、「プロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い3.2.1.に従って環境レビューを行う。変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する」ことになっています。
輪切りのプロジェクトで最初の時点でプロジェクト全体についてスクリーニングや環境レビュー等を行ったプロジェクトについて、その後年次資金を供与する場合には、毎年スクリーニング及び環境レビュー等を行う必要があるのですか？	輪切りのプロジェクトで最初の時点でプロジェクト全体についてスクリーニングや環境レビュー等を行ったプロジェクトについては、プロジェクトの環境に与える影響が最初にスクリーニングや環境レビュー等を行った際のものと同じく異なっていない場合には、改めてスクリーニングや環境レビュー等をする必要はないと考えています。